院内感染対策に関する取り組み事項

1 院内感染対策に係る基本的な考え

患者さん及び医療従事者の安全を確保するため、医療関連の感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように速やかに制圧、収束を図ることは医療機関の義務と考えています。

2 院内感染対策に係る組織体制、業務内容

●院内感染対策委員会

当院における院内感染に関する重要事項を調査、審議及び決定する機関として、毎月会議を開催し、耐性菌の検出状況や ICT ミーティングの要旨 等を報告し、感染対策に活かしています。

●感染対策チーム(ICT)ミーティング

感染対策委員会の実働組織として ICT があり、ミーティングを適宜開催しています。
医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等が集まり、感染症の発生状況や耐性菌の検出状況の把握や、対策を相談しています。また、ICT では、外来・病棟等の院内ラウンドを行っています。ラウンドでは、現場の感染対策の現状についてチェックリスト等を用いて確認し、問題点があれば改善策を提案しています。

●抗菌薬適正使用支援チーム(AST)ミ-ティング

薬剤耐性菌を減らすために、抗菌薬や耐性菌に関する知識を伝え、理解を深めると共に、抗菌薬適正使用のため、広域抗菌薬や抗菌薬を長期間投与されている患者について、妥当性の検証や介入を行っています。

3 他の医療機関との連携体制

当院は、感染対策の強化、医療関連感染の発生時に助言を受けるため、他の医療機関と連携を行い情報の共有を行っています。

令和８年６月１日
医療法人 梶原病院